

第 1 章

ウズベキスタンの市場経済化とその課題 ——複数為替レートの問題を中心に——

はじめに

旧ソ連邦中央アジア諸国（以下、FSUA諸国）では、市場経済化に向けた経済改革を実施しつつある。本章はFSUA諸国の中では比較的緩やかなテンポでの改革路線を選択してきているウズベキスタンに焦点をあて、経済改革の現状とその課題について論ずる。同国の「漸進主義的改革路線」については、「急進的改革路線」を採用したロシアなどと比較して、ソ連邦の崩壊以降現在にいたる間での経済・社会面でのマイナスの影響が相対的に軽微であったとして、これを積極的に評価する見方が有力である。しかしながら、近隣FSUA諸国が速いテンポでの経済改革を進めていく環境のなかで、こうした同国独自の改革プログラムの進め方は大きな壁に直面しつつあり、この点が最も端的にうかがわれるのは同国が独立後新たに導入した通貨「スム」の対外価値、すなわち為替レートの動きについてである。

一般論として、漸進主義的改革は経済システムに与えるショックが少ないという利点を有している反面、市場経済化に向けた改革路線をその長期的目標から乖離させかねないリスクを内包しているといえる。ウズベキスタンの経済改革テンポの現状は、まさにこうしたリスクを顕現化させつつあるようみられる。同国は後述するように1994年7月に独自通貨スムを導入してい

る。このスムの為替レートの変化を振り返ってみると、当初はロシアルーブル等に比べれば安定的に推移してきたといえようが、最近（特に96年末頃以降）になって「スム安」の状況が顕著化している。

すなわち、為替市場において為替レートが複数登場し、「公定レート」と「闇レート」との乖離幅が急激に拡大する状況となっている。「闇レート」が出現したということは、本来自由であるべき為替市場の取引に当局が人為的に介入しはじめたということであり、そのこと自体は市場経済化プログラムに逆行する政策対応といわざるを得ない。こうした同国の動きを危惧してか、1996年末にはIMFは同国に対する融資停止措置を打ち出すにいたっている。複数為替レート状況の出現は国内の資源配分を大きく歪める方向に作用するのみならず、同国の市場経済化に向けた長期改革プログラムの円滑な遂行自体をさらに困難な状況に追い込むおそれが強い。このため、その早期の解消をはかっていくことが市場メカニズムに基づく経済システムを実現していくための重要な前提条件の一つと考えられるが、この意味ではウズベキスタンが採用してきた経済改革路線は、独立後6年を経過したところで、その舵取りがきわめてむずかしい局面にさしかかっているといえよう。

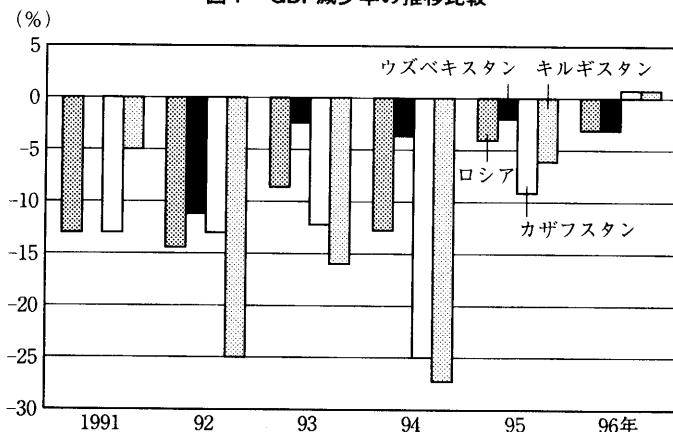
本章はこうしたウズベキスタンにおける経済改革の進展状況を為替レートの問題を中心に紹介し、その現状が内包する問題点について考察する。本章の構成は以下のようになっている。すなわち、まず第1節で同国の市場経済化プログラムの進展状況の概要を紹介する。第2節では、通貨導入の問題についてふれた上で、その対外価値（為替レート）の変化を振り返り、きわめて錯綜した状態にある現在の為替レート体系について説明する。さらに、第3節ではこうした為替レート体系が発生するにいたった背景と、それが提起している問題点について論じる。そして第4節では、前節までの指摘をふまえて、同国をはじめとするFSUA諸国がこれまで市場経済システムへの移行をめざして実施してきた改革の経験のなかから明らかとなってきたいくつかの教訓を取り上げる。そして、その政策的インプリケーションについても言及する。

第1節 ウズベキスタンの市場経済化の概要

1. 経済改革プログラムの実施状況

ウズベキスタンは旧ソ連邦諸国（FSU諸国）のなかでは、独立（1991年8月）以降比較的緩やかな経済改革路線を採用してきた。現在（97年秋）にいたるまでの改革期間を便宜的に94年までを第1段階に、それ以降を第2段階に分けてみると、第2段階に入つて制度的な改革が動きはじめるなど、第1段階と比べれば相応の前進がみられる。しかしながら、全体としてみるとロシアとの比較ではもちろんのこと、近隣中央アジア諸国（FSUA）のカザフスタンやキルギスタンと比べてもその実施テンポはスローである。他面、経済改革がマクロ経済に与えたショックは、これらの諸国に比べて相対的にマイルドであった。この点はGDPの減少率を92年以降について比較した図1からも

図1 GDP減少率の推移比較



(出所) 1991/E. B. R. D. *Transition Report*, 1995.

1993/E. B. R. D. *Transition Report Update*.

1992, 1994/E. B. R. D. *Transition Report Update*, April 1996.

1995, 1996/E. I. U. *Country Report*, 4th quarter 1996, Kazakhstan, Kyrgyz Republic, Tajikistan, Turkmenistan, Uzbekistan, Russia.

読みとれよう。

さて、同国の市場経済化に向けた改革プログラムの進展状況を、その主要な柱、すなわち、(1) 国家調達制度、(2) 対外貿易・為替管理規制、(3) 価格の自由化、(4) 民営化、(5) 金融部門の改革、等についてみてみよう。

(1) 国家調達制度は旧体制下の中央集権的経済体制を支える最も重要な柱の一つであった。1993年に農業および工業部門における量的調達方式についての部分的手直しが行われたため、本制度が引き続き適用される分野は主要農作物（綿花、穀物）、食料品（肉、家禽、ミルク）、エネルギー品目（石油、軽油、石炭）、および、病院・学校向けの一部消費財などに限定されることになった。ウズベキスタン政府は同制度を基本的には撤廃していくとの方針（94年1月）を公にしているものの、実際には現時点でも形を変えて残っている。例えば、同国の大半の輸出品目である綿花や食料自給の要である小麦については、生産額の40%もが国家からの注文に事実上依存せざるを得ない体制が維持されている。輸出品目である綿花の場合には政府の買上げ価格も国際市場の価格を3割方下回る水準に設定されている。

(2) 対外貿易・為替管理規制は大部分の貿易品目に関して自由化の方向が示された。例えば、1993年には輸出規制品目が91年当時（176品目）に比べてほぼ半減され、また94年2月には輸出クオーター規制対象品目の削減も行われた。さらに、輸出税の廃止措置（94年4月）、輸出ライセンス品目の大幅削減（94年12月に、26品目から11品目へ）などの措置が追加的に実施された。外貨に関する規制については、外貨交換の上限（500ドル）が設定されている。外貨保有のための国内預金口座の開設は認められているが、その引出しについては厳しい制約が課せられている。さらに、開設できる銀行口座は事実上一銀行に限定されている。95年7月以降は外貨への交換制限は外されたことになっているが、実際には強い制限が復活しており、これについては後述する。

(3) 価格の自由化は市場経済へ移行するための不可欠の要件である。1992年に開始された後、割当制や価格統制が復活する局面もみられたが、94年に

自由化が再開され、小麦、砂糖、植物油、パン等を除く全食料品および消費財の価格統制が撤廃された。95年に統制品目の削減（パン、小麦、肉、牛乳、砂糖、暖房用石炭等生活関連15品目が10品目へ）が行われた。綿花、小麦等重要農產品目については上記の国家調達制度の下で、政府が価格決定に対して強い影響力を行使している。現在では価格が直接コントロールされているのは、一部薬品とエネルギー品目に限られているとされているが、政府による間接的な介入が行われている品目が多いため不透明な部分が多い。

(4) 民営化は価格の自由化と並んで改革プログラムの根幹をなすものであるが、これについては1992年2月に「民営化委員会」が設置された。第1段階として93年末までに約4万9000社の企業（サービス・商業部門中心）が民営化された。ただし、その対象とされたのはもっぱら規模の小さい企業を中心であった。また、民営化に際してはそれまで国の所有の下にあった企業が売りに出されたわけであるが、売出し価格は市場実勢を相当前回るもののが多かったとの見方もある。民営化の第2段階は中・大企業を対象に94年1月に始まった。同年3月には第1回の入札ベースでの売出しも行われている。94年中で約2800社が、95年中には8400社が民営化の対象とされた。95年末の時点でみると合計で3万2000社以上の中小企業が誕生したことになっており、製造業の場合、民営化された企業数が全体の4割以上を占めるにいたっているとされている。

この間、農業の民営化については独立前の1990年にソフホーズの財産（土地を除く）は従業員に引き渡され、ソフホーズはコルホーズや生産協同組合に改組された。その際従業員が事実上個別に管理使用してきた家庭菜園用地（1戸当たり0.18ヘクタール）については、その終身利用権が各戸に与えられた。94年中頃までにすべての国営農場が集団農場に転換され、さらに個人へ土地をリースする形での自作農の創出も行われた。93年までに「デハン農家」と称される独立自営農1万8000戸（うち1万1000戸は畜産農家）が創設され、こうした自営農に対しては農地利用権の相続が認められるようになっている（ただし、その売買および入質は禁止されている）。現在では農場面積の

97%くらいまでが一応民営化されていることになっている⁽¹⁾。このほか、農業関連産業の民営化も漸次進行中である。一方、土地の私有化については94年に商業・サービス業関連企業による所有が認められたほか、農業用地（および工業用地）については、長期の賃貸制度（99年間）が認められるようになっている。この賃貸権に関しては、売却および担保設定が可能である。

(5) 金融部門の改革は上にみた産業部門に比べさらに遅れている。1995年12月に中央銀行法、翌年4月に銀行および銀行業務法、同9月に破産法の改定等が行われている。ウズベキスタン中央銀行（CBU）が創設されているが、これは旧ゴスバンクの支店を改組したものである。一般銀行についても国営専門銀行を中心に改革が行われた結果、いわゆる二層制の銀行システムへの転換がはかられている。96年末時点での国内銀行は、①国営銀行2行、②国家所有銀行（国有企業が主要株主）17行、③普通銀行（ユニバーサルバンク）5行、④その他（地方銀行、協同組合銀行等）6行、計30行から構成されているとみられる。国内インターバンク為替市場（ウズベキスタン共和国外国為替取引所、URFCE）が新たに設けられているほか、95年には民間資本市場を育成していく狙いから全国12の地域に出先機関をもつタシケント証券取引所も設立されている。

以上、ウズベキスタンの経済改革の進展状況の概要を紹介したが、その詳細については必ずしも明らかにされていない点が多いことも予め指摘しておきたい。

2. 改革の特徴

ウズベキスタンの経済改革の特徴が、他のFSU諸国に比べてきわめて緩やかなテンポで進められている点にあることはすでに指摘した。これに関連してカリモフ大統領は、「市場関係への転換は、革命的な飛躍や実験なしに、逐次的、段階的に進めるという原則が堅持される」（カリモフ〔1996〕）との方針を公にしているが、同国の改革プログラムの進め方はこうした考え方を

ベースにしている。改革テンポがスローであるということは、市場経済化に向けた改革が実質的には進展をみておらず、政府が強い影響力を行使する経済システムが依然として強く生きつづけているということである。同国では政府の施策の詳細を対外的にはあまり明らかにしないため不明な点も多いが、総じてこれまでの経済改革は形式的なレベルにとどまっているとみられる。この点を、上述した改革の主要な柱にそってもう少し具体的にみてみよう。

(1) まず、国家調達制度についてみると国内最大の産業で、かつ最も重要な輸出品目を生産している農業部門に関しては前述のように、生産額の一定割合の対政府売却が義務づけられている一方で、これ以外の生産部分については農家が自由に売却できるようになっている。しかしながら、実際には生産農家に対して輸出業務に関連するサービスを提供できる会社は国営系の独占企業1社であり、同社は当然販売ルートも押さえているため、農家が独自のルートで政府への売却価格を上回る有利な市場価格に基づいて国外に販売することはできない。また、こうした農家が農業生産に不可欠な化学肥料等の手当てや、農業機械の部品買付け先・修理依頼等を国営部門に全面的に依存せざるを得ないような現状も生産農家による独自の輸出ルートの開拓を困難にしている。価格メカニズムが機能して、生産へのインセンティブ効果が働くようにはなっていない⁽²⁾。

(2) 価格規制については、規制対象品目数の大幅な削減が行われているものの、重要品目である農産物の輸出価格（政府の農家からの買入れ価格）に対しても、上記のような仕組みのなかで、事実上のコントロールが依然として行われている。また、規制が撤廃されているはずのサービス価格についても、現実にはホテル宿泊料・航空運賃等について、外国人向けと内国人向けの価格の間には大きな格差が存在しているのみならず、予約の取付け自体についても両者は平等の立場はない場合が多いのが実情である。こうした点にも象徴されるように、サービス財の価格（および、その取引）に関しては、どの程度実質的に自由化されているのかが必ずしも明らかではない。

(3) 対外貿易為替管理規制についても政府の介入はかなり残っている。例えば、獲得外貨の中央銀行への売却を義務づける措置（取得外貨の15%，後にこの比率は30%にまで引き上げられている）がとられているほか、自国通貨スムから西側ハードカレンシーへの交換についても、表面上はともかく、実質的には1996年春頃からいちだんと厳しい制約が課せられるようになってきており、FSU諸国とのバーター取引も禁止されている。為替レートについては後述するように、政府の介入がさまざまな形で行われているため、輸出業者（例えば綿花の生産農家）は、市場実勢レートの切下げが本来もたらすはずの経済的利益を享受し得ないような仕組みになっている。この点については次節でさらに論じることとする。

(4) 民営化については国営大企業に関してほとんど進展をみていないのが大きな問題である。また、民営化の対象となったもののなかでは、経営状態や資産内容面で問題のある企業が優先的に売りに出され、逆に優良企業は政府の手元に温存されたままになっているとの見方もある。このほか、民営化の実施により政府が入手した資金を源資に、いわゆる「ビジネスファンド」が設立されている。同ファンドの資金は特定銀行（1994年4月設立のタドビルコル銀行、全国支店数153）の窓口経由で企業融資に振り向けられたため、新たなファイナンスルートが誕生している。同ファンドは国営企業向けのみならず、重要な農業部門向けにも低金利で貸し付けられているようであるが、その運営の実態は不透明な点が多く、これまでかなりの不良貸付が行われてきているとの見方もある。

同国の民営化は他のFSU諸国のようなパウチャー配付方式をとらずに有償売却方式を採用している。これは同国の民営化方式の一つの特徴点ではあるが、民営化に密接な関係をもつビジネスファンドの運営の実態が不透明なことなどもあり、現状ではこうした民営化方式が他のFSU諸国（ロシア、カザフスタン等）で採用された方式のマイナス点をカバーし得たかどうかは不明である。民営化は住宅も対象として実施されたが、住宅政策にかかわる旧来の国による補助金供給システムには改革のメスが入れられていないとみられ

る点も問題である。このような補助金は、住宅供給に関しては市場メカニズムの機能を働きにくくしていると考えられる。政府による補助金の供給は経済セクターの他の部門にも広範囲に残存しているようであり、その限りでは旧体制下の財政赤字創出要因（インフレ要因）を残したままで改革が進行しているということになろう。

(5) 金融改革については、形式上西側諸国と同様の二層性の銀行システムへの移行が行われている。しかしながら、金融システム部門は以下のような問題点に象徴されるように、市場メカニズムが機能し得る状況とはほど遠いのが現状で、他の部門に比べても実質的な改革が最も立ち遅れていることは否定できない。立ち遅れを示すいくつかのポイントを列挙すると次のようなものである。すなわち、①中央銀行の独立性が依然として不十分であること、②巨大旧国営銀行の改革が大幅に遅れていること、③金融・資本市場のインフラが整備されていないこと、④預金市場や外国為替市場が独占的に支配されていること、⑤政府が市場機能に強く介入していること、等が指摘されよう。

上記①の中央銀行の独立性の問題に関しては、西側諸国のように、金融政策の決定権をめぐっての「政府対中央銀行」という対立の構図はまったくうかがえず、自由な市場経済を運営していくために必要な独立的権限を付与されているかどうかという点について強い疑念がもたれる。例えば、最近(1997年初めに)、国営銀行をはじめとする金融機関に対して、これらがかかる不良債権の大半につき、その取立てを強制的に猶予させる大統領令(一種の徳政令)が突然発出されたが、中央銀行がこうした市場経済原則の枠組みを大きくはみ出した政策決定にどのように関与しているのかは不明である。また、同行金融市场には、インターバンク市場が一応存在するが、その機能は実質的に中央銀行の低利資金の供給ルートとして働いているにすぎないようである。中央銀行業務の現状が、そのバランスシートを含めてほとんど対外的に明らかにされていないことも問題であり、同行の信用創造力に依存した不採算国営企業の延命策がとられている現状をみると、中央集権的經

済体制下で広く行われていた低利の人為的信用配分（いわゆる命令融資方式）が形を変えてなお強く残存しつづけていると考えざるを得ない。

また、②の金融機関の改革の問題については、まず、旧国営巨大銀行の市場シェアが圧倒的なままである点が、市場メカニズムの金融市场への浸透を阻む形になっている点が指摘されよう。国内銀行の大半が国営か、あるいは国営企業の実質的な支配下にあるため、金融部門の民営化は形式的なレベルにとどまり、内容的にはほとんど進展していない。これらの銀行は国が独立した後も、上記のように中央銀行から供給された低利資金をベースにした安易な貸付けを続けてきている。ソ連邦崩壊後の急速なインフレの進行により、国も金融機関も、いわゆる債務者利益を享受する形になり、それまで累積してきた債務を事実上帳消にしているにもかかわらず、その後行われた不良貸付の累積の結果として、金融機関が現有する貸出資産の過半が返済見込みのない問題債権で占められるにいたっている。このため、金融機関の過半が実質的には大幅な債務超過の状況に陥っているとみられる。銀行経理面でのディスクロージャーがきわめて不十分であるため、こうした経営の実態を外部から把握しにくいのも大きな問題の一つである。

次に、③の金融・資本市場のインフラの問題については、企業の財務・経営状態の開示に不可欠な会計制度の導入がほとんど進展していない上に、公認会計士・監査人等の人材面での絶対的不足という事情も指摘される。また、タシケント市内に資本市場の核となるべき証券取引所が創設されているものの、財務・経営状況の開示の遅れを反映して上場企業も少数で、取引高もきわめて少ないため、実質的には機能するにいたっていない。④の預金・外国為替市場の独占の問題については、以下の点を指摘しておきたい。まず、預金市場に関しては旧体制下の貯蓄銀行（ナロードニー銀行、現在も国営）1行が、一般預金の吸収機能を独占的に果たしており、金利メカニズムを活用した預金吸収策が実施されるような状況にはなっていない。こうした貯蓄銀行の資金運用がどの程度自由化されているのかも定かではない。また、外国為替市場については、「国立対外経済銀行」（National Bank of Uzbekistan、中央銀

行とは異なる)が独占的にこれを取り扱っているのが現状で、これから発生する利益が同行の経営を支えているといつてもよい。こうしたことから、同行は政府の裁量に基づく外貨割当て政策についても、その運営の実施機関として、これを支援する形になっているとみられる。

一方、⑤の政府の市場機能への介入の問題については、貯蓄市場の場合は唯一の貯蓄銀行であるナロードニー銀行の独占状態にある点をすでに指摘したが、同行が全国から吸収した資金の運用に関しては中央銀行がこれに大きな影響力を行使しているとみられる。すなわち、ナロードニー銀行はインターバンク市場に対する事実上唯一の資金供給行としての役割を果たしているが、同市場から金融機関への資金供給(貸出)先の決定については、中央銀行がこれをコントロールしているとみられる。また、金融部門から産業部門への貸出についても、中央銀行が供給する低利資金や前述の民営化資金に依存した優遇金利ベースでの貸出が広範囲に行われており、個々の融資案件の決定については中央政府・地方政府や中央銀行が強くかかわっているのが実状である。西側諸国のように、インターバンク市場で決定される市場金利が基準金利となって、そこに一定のスプレッドが上乗せされて顧客に対する貸出金利が決定されるような金利決定メカニズムは機能するにいたっていない。優遇金利ベースでの借入れにアクセスを有しない先は、逆に実勢以上に高利の資金借入れを強要されるが、借入れを断念せざるを得ないということになろう。人為的に決められたレートでの貸出の比重が大きいため、市場金利による金融資源の効率的配分機能を期待し得るのが実態である。

以上の点からも明らかのように、ウズベキスタンにおいては、独立以降比較的緩やかな改革路線が選択されたこともあって、今なお中央集権的な旧システムが根強く生きつづけており、政府が価格形成や信用仲介等に強く介入するやり方が広範囲に行われているため、企業経営の実態は外からは見えにくいままになっている。以下第2節と第3節では、こうした改革の遅れている状況をふまえながら、同国の市場経済化に向けた諸改革のなかでは最も国内経済面での影響が大きかったと考えられる独自通貨の導入に関連する問題

について考えてみたい。まず、第2節では独自通貨の導入プロセスを紹介した上で、その対外価値、すなわち為替レートがどのように変動していったかをトレースしてみよう。

第2節 通貨の導入と為替レート

1. 独自通貨スムの導入と為替レートの推移

ソ連邦崩壊後、ロシアを中心とするCIS諸国はルーブルゾーンの再生を試みたが、結局各国の思惑が一致せず失敗に終わった。この結果、ロシアは1993年7月に旧ルーブル紙幣の廃貨宣言を行い、急遽新ルーブルの導入に動いた。こうしたロシアの動きはそれまでモスクワに貨幣供給を委ねてきたFSUA諸国の金融政策運営（特に国内マネーサプライのコントロール）をきわめて困難なものとしたのは当然のことであろう。まず中央アジアでは、キルギスタン、カザフスタン等が自国通貨の導入に動いたが、ウズベキスタンも同年11月にロシアルーブルに代替する暫定的通貨「スムクーポン」を導入することでこれに対処することとなった（表1参照）。これによりウズベキスタンはルーブルゾーンから完全に離脱し、自国通貨を有する独立国としての金融政策運営の独自性を形式的には確保し得たわけである。

このようにスムクーポンの導入が行われていた頃、ウズベキスタンではロシアルーブルが決済通貨として使用されていたが、新たに導入されたスムク

表1 中央アジア3カ国の独自通貨導入時期

ウズベキスタン	: 1993年11月29日	クーポン導入
	1994年7月1日	独自通貨スムの導入
カザフスタン	: 1993年11月15日	独自通貨テңгеの導入
キルギスタン	: 1993年5月10日	独自通貨ソムの導入

(出所) 世銀、カザフスタン中銀、キルギスタン中銀資料等。

一ポンは対ルーブルでは等価（1 ルーブル=1 スム）で流通することになった。スムクーポンの公定為替レートは、モスクワのインターバンク外国為替取引所の取引レートをベースに決められる仕組みになっていた。上記の交換レートの設定にもかかわらず、現実にはスムクーポンの評価はロシアルーブルのそれを大きく下回っていた。このためウズベキスタン政府当局としては、スムクーポンの交換レートの建て直しをはかる狙いから、いくつかの措置を打ち出すことを迫られた。例えば、前述の輸出業者に対する獲得外貨の一定割合（1994年1月15%，後に30%に引き上げ）の中央銀行への強制的売却措置などもそのひとつであるが、94年4月には、スムの国内通貨としての役割（特に決済機能）を高める狙いからロシアルーブルの同国内における使用も禁止された。

この間、スムクーポンの交換レートを決定する際に用いられることになっていたレファレンスレートは、前述のモスクワの外国為替市場の取引レートから国内インターバンク外国為替市場（URFCE、1994年4月設立）のそれに変更された。スムクーポンの交換レートは市場における需給実勢を反映する建て前となっていたが、現実には政府当局（中央銀行）が上記取引所にさまざまな形で介入を行ったため、同レートの闇レートが発生する状況が生まれた。一方、ウズベキスタン当局はスムクーポンの導入決定に動きはじめた頃から、独自通貨の導入案についても内々検討を行ってきていたが、クーポンレートが二本建てとなるような状況に直面して、94年7月にこれに代わる独自通貨の導入を決定するにいたったのである。新通貨の導入に際しては、「1000スムクーポン=1スム」の交換レートが使用された。対米ドルレートについては、「1ドル=7スム」の水準が設定された。新通貨スムの公定為替レート（対ドル）は国内インフレ状況の悪化等から、間もなく1ドル=12スム前後の水準にまで切り下がったが、それでも市場実勢（1ドル=20~22スム）からみれば割高な水準にあった。

かかる状況下、ウズベキスタン中央銀行は1994年8月に2番目の為替レートとしての「商業レート」（キャッシュレートとも呼称された）を新たに設定し、

同レートを市場レートに追随させた。この結果10月初め頃には、キャッシュレートは市場実勢を反映する闇レートに近い水準にまで切り下がった。一方、URFCEにおける取引レートから決定される公定レートについても、同水準（1ドル=22スム）までの切下げが行われたため、複数為替レート発生の事態が一応抑えられる形になった。こうした状況も闇レートが再び公定レートを下回るようになってきたため、再度崩れはじめた。ウズベキスタン政府は再び為替レート建て直しのための政策をとらざるを得なかった。

まず、同国政府は1994年10月に外国人に対する財およびサービスの売却対価として、ドル、マルクなどの交換可能通貨を受け取ることを禁止したほか、中央銀行に政策的に集中していた外貨を用いた為替市場への介入方針を明らかにした。また、95年1月からは、URFCEの取引ボリュームを増加させる狙いから、国営企業等が輸出で獲得した交換可能通貨については、その全額を中央銀行に売却するよう義務づけた。さらに同じ狙いでURFCEへの参加銀行（外国為替取引公認銀行）数についても、当初の6行から95年1月には12行へ、96年6月には26行へと増加させた。これに伴いURFCEの取引高も漸次増加（当初150万～300万ドル→95年1月1100万～1200万ドル）をみることとなった。このほか、ウズベキスタン中銀は国内金融政策運営について94年秋頃から緊縮路線（表2参照）を打ち出しはじめたことも手伝って、公定レートと闇レートとの格差は95年7月半ば頃までにはほぼ解消し、対ドルレートは1ドル=31スム近辺の水準でひとまず安定するにいたった。

このような為替市場の安定局面も同年末頃から徐々に崩れはじめ、公定為

表2 ウズベキスタン中央銀行の貸出レート（リファイナンスレート
：月次レート、〈〉内は年率%）

1994		1995				1996				1997			(%)
9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	
150	225	300	180	7	7	7	7	4	4	3.2	3.2	3.2	
								〈84〉	〈48〉				〈38〉

（出所）ウズベキスタン中央銀行資料、EIU[1997], *Country Report: Uzbekistan, 4th quarter.*

替レートと市場実勢レートの乖離状況が顕著化していった。すなわち1995年末頃時点で、公定レートは1ドル=34.6スムの水準にまで切り下された。他方、キャッシュレート（1ドル=41スム）は1ドル=48スムの水準にまで切り下がっていた。キャッシュレートが公定レートを離れてこのように変化し得たため、外貨の需給バランスが一時的に回復する局面すらみられた。この仕組みはおよそ次のようなものであったと考えられる。

すなわち、中央銀行は為替銀行に対して、外貨交換に際し20%のコミッションの徴収を認めた上に、例えば、対顧客ドル売りレートの決定に際しても、さらに15%の公定レートへの上乗せを容認した。このため、為替銀行としては外貨購入を求める顧客に対しては、公定レートを最大で35%をも上回るキャッシュレートをドル売りレート（スム買取りレート）として適用できるようなシステムができあがったようである。このような外貨交換にかかるコミッションの体系を人為的に大きく動かすことにより、公定レートとキャッシュレートが大きく乖離している状況にあるにもかかわらず、為替レートの体系としては一応の形式的統一がはかられる形になった。

こうして人為的に再統一されたかにみえた為替レート体制が長続きし得なかつたのは当然であろう。1996年夏場頃からは市場における外貨需給の逼迫を映じて闇レートが大きく崩れはじめ、再び公式レートとの乖離が拡大する状況となった。この乖離幅は時を追うごとに拡大し、同年11月頃には公定レートと闇レートでは倍以上の格差が生ずるにいたった。事態はその後もさらに悪化を続けることになり、96年末～97年初めにかけて、「闇の闇レート」（公定レートの3分の1以下）とも称されるレートの存在が巷間囁かれはじめるようになったのである。このため、政府は対外的な公約とは裏腹に、為替管理規制を強める方向での政策措置を打ち出しあげた。こうした政府の動きは、国際機関（IMF等）の憂慮するところとなり、96年末に同国政府向け融資の実行停止措置が行われるにいたっている。

2. 複数為替レート体系の現状

以上みてきたようなプロセスを経て、公定為替レートと市場レートとが大きく乖離し、両レート間の格差がますます拡大していくような状況にいたつたわけである。こうして現在の為替レート体系はきわめて複雑な形になってしまっている。為替レートに対する当局の介入の実態、詳細等については不明な点が多いものの、そのおおまかな体系を現地で調査した事実等から整理してみると、以下のようになっていると思われる。

(1) まず、為替レートの数については、次のような4種類を考えておく必要があろう。すなわち、現行為替レートの体系は、①公定レート（1997年11月26日時点で1ドル=78.52スム）、②キャッシュレート（外国人旅行者等に適用されるレート）、③ブラックマーケットレート1（スムの小口現金を外貨交換する際等に使われているレート）、④ブラックマーケット2（大口の資本移動等に使用されているとみられる）の4本建てとなっているようである。①と②のレート格差（97年5月時点で8%）は、もちろん公認されたものであり、為替銀行の為替売買益（ないしはコミッション収入）の源泉となる性格のものである。①と③の間には97年11月26日の時点で2.3倍ほどの開き（前者が1ドル=78.52スムに対し後者は同178スム）があり、①と④との間にはこれを上回る開きがあるようである。当然ながら、この格差は非公認のものであるが、こうしたレートが現実に使われていることは否定し難い。③はキャッシュレートでドルを購入することが困難化した結果として登場してきたとみられる。一方、④については、同国においては、キャッシュベースでの引出しに制限（外貨、国内通貨建預金の双方に対して）が課せられていることも関係しているようである。こうしたブラックマーケットのレートは通貨の交換性に対する制約が必然的に生み出した所産ということになろう。

(2) 次に公定レートの決定方式についてみると、国内インターバンク市場（URFCE）の取引レートがレファレンスレートとされるということになって

いるが、同市場については以下のような問題が指摘でき、市場メカニズムに基づく外国為替取引市場として本来の機能を発揮しているとはいえない。つまり、同市場で決定されるレートは人為的なものとみなさざるを得ない。

①まず、取引参加可能銀行（外国為替取引公認銀行）の数は20数行に増加しているものの、事実上は中央銀行が為替取引レートの形成に強い影響力を行使しており、レート形成に市場需給の実勢はほとんど反映されていない。

②取引実行日が週2日に限られており、取引ボリュームも漸増をみているとはいえ、輸出入のボリュームに比較すれば微々たる水準（1996年7～8月で3300万～3700万ドル/日）で、外貨需給の実勢を示唆し得るレベルにはほど遠い。

③インターバンクベースでの取引の場である同市場における外貨需要（外貨の買い）は、市場参加銀行の顧客からの需要（輸入需要、海外への外貨送金需要などにかかる外貨買い注文）を反映したものである。このような一般顧客、企業に対して外貨取得へのアクセスを認めるかどうかという点に関しても、事実上の割当て制に近い方式が採用されているようである。具体的には、企業が外貨購入を行う際には、中央銀行からの外貨割当てライセンスの取得（NBUが窓口）が義務づけられているが、従来はその取得に必要な条件等はNBUにより顧客に対し標準リストの形で提示されていたようであった。しかしながら、1996年4月頃から外貨購入を認める顧客の選択が事実上同行の裁量に委ねられるようになったとみられている。現実にはこのライセンスの取得が簡単には下りないようになったのである。また、外貨購入を必要とする輸入業者に対しては、当該輸入にかかる外貨前払金について、契約価格総額の15%をその上限とするという定めがあるため、契約ベースでの輸入需要（外貨の実需）がインターバンク為替市場には抑制されて出てくる形となっている。

以上の点のほか、公定レート、キャッシュレートについては、その使用を強制する規則なども為替レートの体系を煩瑣で不透明なものにしている。一例をあげれば、外貨からスムへの交換を求める海外からの旅行者等にとって

は、これらのレートの使用はできれば回避したいところであるが、ホテル宿泊料等の支払い（スムで行う）に際しては、スムへの交換がキャッシュレートで行われたことを証明する書類の提出が求められている。また、海外からの旅行者に対しては、出国に際して一定金額以上の外貨の国内使用（1997年5月時点では、5000ドル以上）につき、上記と同様の交換証明書の提出も義務づけている。実際にはウズベキスタン当局がこうした規則を実行に移しうる事務能力を備えていないため種々の形でのループホールが発生している。換言すると外貨からスムへの転換コストが顧客、企業ごとに大きく異なる状況が作り出されている。これは、次節で論ずるように国内価格体系を混乱させる要因ともなっている。このように、インターバンク市場取引や一般顧客、企業の外貨へのアクセス面等でさまざまな形での規制が行われているため、為替レートに価格としてのシグナル効果の発揮をまったく期待できない現状となっている。これは、必然的に為替取引に関連する当事者に対して、さまざまな問題を投げかける結果となっている。以下第3節ではこのような複雑な為替レート体系が発生するにいたった背景を振り返った上で、それがウズベキスタン経済に対し提起している問題点のいくつかを指摘してみたい。

第3節 複数為替レート発生の背景と問題点

1. 背 景

複数為替レートが発生した背景については、経済的側面と政策・制度的側面とに分けて考えてみる。

経済的側面については、当然のことながら経済のファンダメンタルズが関連していく。すなわち、スムの為替レートの低下をもたらした最大の要因は、マネーサプライの増加に支えられた国内インフレの進行である。同国のインフレ率の推移（表3参照）については、これを次のように、前半期と後半期

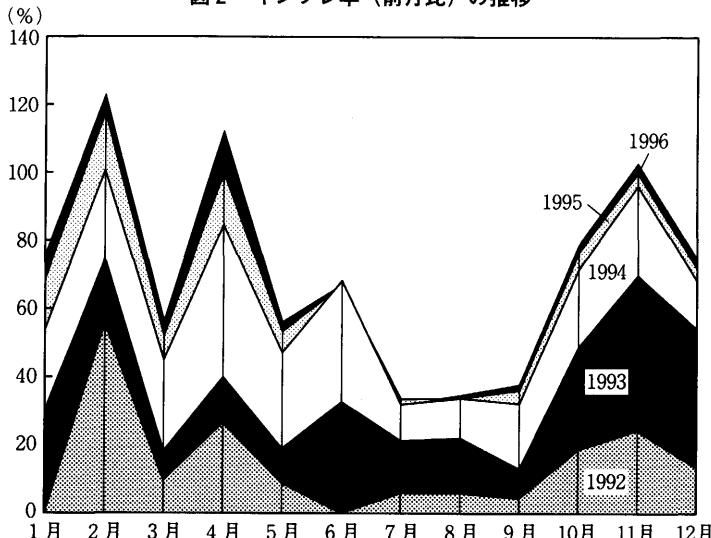
の二つに分けてみる必要があろう。まず通貨を導入した1994年夏頃までの前半期についてはインフレ率がさわめて高いが、これについては、同国が金融政策運営について独自の権限を有するにいたっていなかった事情を想起する必要があろう。他方、94年夏以降の後半期のインフレ率については、高水準ながらも、前半期との比較では低下傾向を示しており、95年以降はさらに水準を下げている。これは、同国の財政・金融政策が国際機関のアドバイスもあって、94年秋口頃から緊縮路線を強めはじめたことを反映したものと考えられる。ただ、後半期に関しても、インフレ率が急激な上昇をみている時期がうかがわれる。これには後述する経営不振の国営企業向け融資等の増大

表3 ウズベキスタンのインフレ率推移
(前年比)

	1992	1993	1994	1995	1996
インフレ率	645	534	746	305	54

(出所) 国家統計委員会資料等。

図2 インフレ率(前月比)の推移



(出所) 図1と同じ。

(マネーサプライの増加要因)が関連していると思われる。さらに、最近になって為替レートの下落テンポが加速している状況から推し量ると、国内の潜在的なインフレ要因はなお根強く残っていると考えられよう。

為替レート低下の要因を最近(1996年)の国内外貨需給(輸出・入)の側面からみてみよう。まず、輸出(外貨供給)については、エネルギー関連を除けば国際競争力のある品目は農産品の綿花等に限られている。主力の綿花輸出については生産効率面の改善(輸出競争力の強化)がほとんど進展していないなかにあって、小麦用耕作地への転換、干ばつ(特に96年)、国際市況の軟化等の影響で輸出額が減少していることが指摘されよう。こうした綿花輸出の不振傾向は97年に入っても続いている。他方、輸入(外貨需要)については、(1)ソ連邦崩壊以降、西側諸国の消費財に対する国内需要が年を追うごとに強まっているなかで、独立6周年を記念した政策的な輸入増加が行われたとみられていること、(2)小麦生産の自給率の引上げ策が進展せず、引き続き巨額の輸入(主としてカザフスタンから)を強いられていること、(3)インフレが進行するなかにあって自国通貨からハードカレンシーへの逃避現象が根強く続いていること、等の事情がスム安を強めている要因として指摘されよう。

次に、複数為替レートの発生した背景を政策、制度的側面からみてみよう。まず為替レートを押し下げた国内インフレの進行については、同国の金融システムにおける信用供給方式が実質的にこれを許容するような形となっていたことが想起されなくてはならない。旧体制下で大きな役割を担っていた中央銀行による人為的信用配分方式が撤廃されたとされている現在でも、これに代替する方式が登場し、旧システムが実質的に機能しつづけているとみられる。金融政策が緊縮路線を示しはじめた後半期(1994年夏以降)においても、大手銀行による国営巨大企業向けの貸出が大規模に行われてきている。すでに指摘したように、これらの銀行は事実上國のコントロール下におかれしており、こうした貸付が焦げついた結果として現在巨額の不良資産をかかえるにいたっている。財政制度面では、住宅向け補助金システムが生きつづけ

表4 中央アジア諸国におけるマネーサプライ
とインフレ率（1992～94年）
(%)

	マネーサプライ 増加率	インフレ率
キルギスタン	11.3	17.0
カザフスタン	18.7	26.8
タジキスタン	19.2	24.6
トルクメニスタン	22.5	30.0
ウズベキスタン	19.4	16.9

(出所) Shabarshova & Nabikhojaev [1997, 5].

ていることにも象徴されるように、旧体制下で広く行われていた各種の補助金の多くが形を変えて残っている。もっとも、こうした補助金を廃止していくことについては、旧ソ連体制下でGDPの20%にも達していたとみられるモスクワからの資金援助が独立によりストップした点も考慮されなくてはならないであろう。本章は、同国の財政金融政策運営と国内インフレ進行とのかかわりについての詳細な分析には立ち入らないが、為替レートを下落させ、レート体系を混乱させることになった国内インフレの背景を理解していく上で、こうした旧体制から引き継がれた資金供給システムがマネーサプライの増加を通じてインフレの進行を許容する役割を果たしてきている点に注意を換起しておきたい（表4参照）。

2. 複数為替レートが提起する問題点

市場の実勢に比べて過大に評価された公定為替レートが存在し、その使用が政府により半ば強要されている現状は、次のような問題を提起する。

(1) 同レートを使用する経済グループの間での経済的な不平等を発生させるため、国内資源配分を攪乱し、価格体系をも混乱させる。この点をより具体的にみてみよう。同レートの適用により経済的利益を享受できるのは外貨割当への特権的アクセスを有するグループである。他方、この意味で不利な立場におかれてくるのは、市場レートの低下に伴って期待される経済的利

表5 中央アジア諸国3カ国、ロシアの為替レート（1ドル当り）推移

	ウズベキスタン (スム)	キルギスタン (ソム)	カザフスタン (テング)	ロシア (ルーブル)
1995. 4. 9	26.1			4,961
1996. 7. 3	30.3	10.6	63.6	4,548
1995. 10. 6	33.8	10.9	61.4	4,495
1996. 1. 5	34.6	11.0	64.3	4,674
1996. 4. 4	37.0	11.5	66.0	4,825
1996. 7. 5	37.8	12.4	66.9	5,138
1996. 10. 4	40.0	13.3	70.0	5,424
1997. 1. 1	55.0	17.0	72.5	5,747
1997. 4. 4	58.9	17.6	75.4	5,737
1997. 7. 11	63.6	17.3	75.6	5,788
1997. 11. 6	75.8	17.3	75.6	5,865

(出所) EIU[1997]。

益（収入増加）を享受できないグループである。前者について例をあげれば、国内で人気の高い西側消費財の輸入にかかわっている業者などであろう。彼らは、市場実勢の半値以下の安いレート（コスト）で外貨を手当てすることが可能である。こうして為替レートに関して有利な条件で輸入された消費財が国内市場で売りに出されるわけであるが、販売価格の設定に際しては公定為替レートに比べ割高な市場レート（ブラックマーケットレート）がベースとされる。こうして輸入業者はコストと販売価格の両面から有利な状況におかれ、利益をあげ得ることになる。理論的には、輸入消費財の価格（限界価格）は、ブラックマーケットをベースにした限界コストに等しいところで決定されることになる。ウズベキスタンに進出している海外企業の本国利益送金などについても、これらの企業が外貨取得へのアクセスを確保している場合には同種の利益が発生しよう。このケースではスムベースでの送金所要額がドルベースで膨らむことになるため、同国からの資金流出が実際に必要な水準以上に増加する。これは、スムの為替レートをさらに下落させる要因となってくる。こうした特別利益の発生は、公定レートへのアクセスがきわめて限定されていることが前提であろうが、ウズベキスタンの現状はまさにこれに当てはまると言えよう。

(2) 割高な為替レートは国内において過大な消費を煽る傾向が強いことも問題である。タシケント市内のデパートや、郊外にある主要な野外バザール等で展示されている商品の品揃え等からも容易に看取できる点ではあるが、独立後間もない1992～93年頃と、現在（97年）とを比較してみると、外国から流入した消費財（特に、乗用車、煙草、家電製品等）の増加が著しく目立っている。この間、国内生産部門の改革はほとんど進展していない（したがってGDP増加率は各年マイナス）。政策的に過大に評価された為替レートは、本来であれば、将来の国内生産の増加につながるような投資財の輸入に使用されて然るべきものであろう。だが、同国の現状では不要不急ともみられる消費財の大量流入をまねいているにすぎないようである。これは他の発展途上国においてみられる既得権層の行動パターンと類似している。ウズベキスタンではこうした消費財の流入増加に対して、これを抑制する試みも行われているようであるが、近隣諸国との取引が事実上コントロールされていない状況では実効をあげ得ていない。

(3) 割高に設定された公定レートの存在は、輸出を抑制するシグナルを発することになる点も大きな問題といえよう。輸出の振興が経済建て直しのための最も重要な柱であることはいうまでもない。同国の主力の輸出品目である綿花を生産している農家の販売、生産行為を考えてみよう。すでに指摘したように、輸出農家は、その生産量の約半分を安値で政府に売却しなければならない義務を課せられている。さらに、このような売却対象にはなっていない生産部分についても、事実上国営企業が販売ルートを独占しているため、農家が独自に販売ルートを開拓し、自らの手で生産物を国外にさばくことは困難である。これは、為替レートの低下に伴い本来農家サイドに発生するはずの国内通貨建ての収入手取りの増加が農家には還元されずに、輸出業務に介在する政府の手に落ちる仕組みになっているということを意味する。もちろん、政府は他方において各種の補助金を農業部門に与えているほか、農業機械の修理、部品の手当て、化学肥料の調達等でさまざまな形での支援も行っているが、最近の市場レートの下落が大幅であるだけに、こうした還元策

による支授金額は農家の喪失利益をはるかに下回っているとみられる。さらに、こうした政府の農業生産に対する支援は、金融部門が国の管理下におかれていることと相俟って生産量や価格を中央政府（および地方政府）が事実上コントロールする手段となっているとの印象である。

以上要するに、価格メカニズムの動き（為替レートの下落）が生産増加へのインセンティブに連なってはいないというわけであり、その分国内経済の資源配分が歪められる形になっているといえよう。

第4節 改革の教訓とその政策的インプリケーション

以上みてきたように、複数為替レートが併存するような為替市場の状況は可能なかぎり早期に解消されることが望ましく、今後その解消に向けた政策面での対応策の検討が急がれている。ここでは、その対応策を正面から論ずる余裕はないが、これを検討していくに際して重要だと考えられる以下の諸点を指摘しておきたい。これらはこれまでの市場経済への移行プログラムを実施してきた経験のなかで明らかとなってきた教訓ともいえるものである。

(1) 為替レート体系の統一をめざしていくためには、マクロ経済の改善、とりわけ主要産業の生産活動の効率化が進展することが前提となってくる。実体経済の改善がなされていないなかで、為替レートの安定化、同体系の統一をはかっていくことは至難である。生産部門の改善が遅々として進まない現状は、移行過程の標準タームが当初考えられていたよりも相当長期化する（10～15年）ということを示唆しているといえようか。

(2) 為替レートを人為的に高めに維持していく政策を継続するのは現実的ではない。ロシア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン等FSU諸国のいくつかの野外バザールを訪問してみると、そこでの売買が国境を越えたベースで事実上自由に行われていることが看取される。例えば、ウズベキスタンのタシケントにおける野外バザールを例にとると、同市場とキルギスタン

ンの首都ビシケクやカザフスタンのアルマトイとの間には定期バスが運行されており、多くの買出し客がこれを利用している。各国通貨の交換価値（為替レート）はこうした市場で行われる商品売買を通じて活発に裁定されているため、為替レートを人為的に操作することは困難である。こうして取り引きされた商品は事実上無通関で国外に持ち出されており、関係当局のコントロール外にあるといってよい。

(3) 為替レートを下落させている要因の一つとして、国内投資の低迷に比べ国内消費、とりわけ西側諸国から入ってくる消費財に対する需要が強いことを指摘した。こうした消費財需要、とりわけ前節でみたような、改革の初期段階にある同国の困難な経済の現状に照らして考えれば、不要不急ともみなせるような消費財に対する需要については、これをどの程度満たしていく必要があるのかどうかという点に関しては議論の余地が大きいにあろう。最近外貨繰りに苦しむウズベキスタン当局が、こうした消費を抑制する方向での政策措置（例えば、前記の外貨購入の割当て方式など）を打ち出してきていることについては、戦後の日本の経験等に照らしても納得できる点が多いのではないかろうか。この点は、国内の自由化政策をウズベキスタンの経済の現状等を踏まえてどのようなステップで実施していくかというシークエンスの問題として検討されるべきものであろう。

(4) 他のFSU諸国とも共通する問題であるが、同国の今後の改革プログラムの作成、その実行をはかっていく上で、旧体制下の機能を実質的に継承しているとみられる同国の金融財政システムの現実的な役割をどう評価すべきかということも大きなポイントの一つである。同国の改革の経験が示唆する点を金融部門を例にとってみてみよう。金融市場においては国営系の銀行が国内の信用仲介機能を独占しているという圧倒的現実がある。最も重要な産業部門である農業についてみると、これを支える金融システムについてはさらにそうである。現在同国では金融制度（特に農業金融）の改革の問題がさまざまな形で検討されはじめており、世界銀行等国際金融機関もこれに深く関与しはじめている。こうした問題を考えていくに際して、国営銀行への強い

依存体制が要求する現実的な制約と、その政策的インプリケーションが十分考慮されなくてはならない。この意味では農業金融に限らず、わが国における戦後の政策金融の経験が示唆しうる分野も多いのではなかろうか。

(5) インフレ進行との関連で注目される点の一つは、旧体制時代から継承された国家債務（金融機関債務を含む）が帳消しにされてしまっているということである。これは、今後の金融制度改革を進めていく上でのハードルの一つ（例えば預金者保護にからむ種々の問題）から当局が解放されていることを意味しよう。もっとも、金融改革に関しては他方において、すでに指摘したように旧国営銀行をはじめとして大半の金融機関が不良貸付を累増させつゝあり、これが改革プログラムを推進していく上での新たな足かせとなってきたいる点にも注意がはらわれなくてはならないであろう。金融部門が巨額の不良債権をかかえている現状は、通貨の対外価値の維持をはかっていく上でも大きな重荷となっていると考えられる。これらの点が示唆するのは、改革が現状のペースで進行する場合には移行期間が長期化することになるため、政策当局としては今後経済改革を進めていく上でも、また為替レートの安定化をはかっていく上でも、後者のハードルの制約がますます強まってくることを想定しておかなければならぬことであろう。

(6) ウズベキスタンの改革はカリモフ大統領の意向を反映して漸進主義的路線にそって行われてきた点については冒頭に指摘した。同国がこうした路線を採用したこと自体は、基本的には正しい選択であったといえよう。中央集権的経済システムから市場経済型へのそれに移行するプロセス、方式についてのガイダンスが現実にアベイラブルではなかった状況ではやむを得ない選択であった。この点はソ連邦崩壊以降のFSU諸国の市民生活と比較してみると、ウズベキスタンのそれがはるかに安定した様相を呈していることからも納得できる点であろう。問題はそのテンポがあまりに漸進主義的路線に傾斜しすぎた点にあると考えられる。その結果として、ウズベキスタンは冒頭に指摘したような経済改革の路線を市場経済化に向けた長期的目標から離脱させかねないリスクに直面する状況に追い込まれているとみられよう。

おわりに

以上ウズベキスタンの市場経済化に向けた改革の現状を紹介した上で、その直面している課題を為替レートの問題を中心にみてきた。最後にウズベキスタンの経済改革の実施プロセスを外部からみてきて強く印象づけられる点を指摘して本章の結びに代えたい。

同国これまでの経済改革全般を通じて、最も印象的なのは情報開示の不足である。この点については同国の改革プロセスをウォッチする多くの内外の専門家が共通に指摘している。価格メカニズムが機能するためには経済をはじめとする各種の情報が公開されていなくてはならないことはいうまでもない。とりわけミクロベースでは、市場経済を構成する企業の業績の客観的・継続的評価と、それを可能にする企業会計原則の速やかな実施、普及が不可欠である⁽³⁾。また、マクロベースでは旧来の統計手法からの脱却が必要である。設備能力や生産額の推計、評価に関連する過大ないし過小評価の問題は今もなお続いているのである。

こうして、企業の経営状態や政府政策諸措置の目的、その詳細等にかかる「不透明性」が不斷に再生産されるような状況が続いているため、同国のマクロ経済の先行き判断や、ミクロベースでの企業の投資決定についてさまざまな不安・疑念が内外に生じている。昨秋以降の為替レートがスパイラル的に下落し、これに伴いレート体系が現状の混乱した状態に陥るにいたった背景には、こうした不透明性に起因する内外の不安感も大いに手伝っているといえよう。ウズベキスタンが今後市場経済化に向けた改革政策を選択していくに際しては、ケースにより必ずしも市場原則にはそえないような手段に依存せざるを得ない状況に直面することも十分考えられよう。こうした場合においても、政策の狙い、その内容等にかかる透明性の確保に十分留意して対処しておくことが、こうした不安感の除去に寄与するのみならず、とも

すれば長期的目標から逸脱していきかねないリスクを内包している現在の経済改革路線をより確実な軌道にとどめておくためにも不可欠であり、改めてその重要性が見直されて然るべきであると思われる。

- 注(1) 農業部門の民営化等に関するデータは、筆者が参加したアジア経済研究所の現地調査や世界銀行の「ウズベキスタン農業金融改革プロジェクト」（金融財政事情研究会受託、チームリーダー：農林漁業金融公庫 川井晨嗣氏）に基づく現地聞き取り調査などの機会を利用して入手したものを了承を得て利用させていただいている。統計データや経済改革の中身がほとんど公開されていない（あるいは公開されていても使用に耐えない）ウズベキスタンの現状では、こうした聞き取りによるデータに依存した分析にかなりの程度頼らざるを得ない。
- (2) 農業生産部門へのインセンティブ効果がほとんど作用していないことを具体的に示す事例を主要輸出品目である綿花を例にとって紹介してみよう。これは現地の農業専門家から1997年10月に聴取したものであるが、それによればおよそ次のような仕組みが維持されているようである。政府は農家から国家調達制度により買い上げた綿花1トンを国際市場で1700ドルの市場価格で売却する。ここから200ドルが輸送費としてかかるので、政府の手取りは1500ドルということになる。このうち農家に支払われるのは6分の1の250ドル程度でここからさらに税金、その他（国が貸与するシステムになっている肥料代や機械使用料等を指すものと思われる）が引かれた上に、残りを何軒かの農家で分ける形となるとのことである。このため農家の現金収入は信じ難いような少額となり、平均でみて1戸当たり年間7ドル相当程度とされている。もちろん為替の切下げ効果が還元されるシステムにはなっていない。
- (3) これとの関連では、現在世銀の主導で西側諸国と同様の企業会計原則を導入する試みが行われはじめており、その帰趨が注目されるところである。

〈参考文献〉

〈英語〉

- (1) BISNIS (Business Information Service for the New Independent States), U. S. Department of Commerce - International Trade Administration [1996], *Commercial Overview of Uzbekistan*, June.
- (2) Cabinet of Ministers, Republic of Uzbekistan, Center for Coordination and

- Control over the Securities Market [1996], *On Measures for Arranging the Activities of the Investment Funds*, July 18.
- (3) Center for Coordination and Control over the Securities Market [1996a], *Temporary Procedure for Sale of PIF Shares to Population*, First Deputy Chairman of GKI, Director-General of CCCSM, November 14.
 - (4) ——[1996b], *Procedure of Determining the Expenses of the Privatization Investment Fund*, First Deputy Chairman of the State Property Committee of the Republic of Uzbekistan, November 18.
 - (5) ——[1996c], *Temporary Procedure for Information Disclosure and Advertising by the Management Companies of Privatization Investment Fund*, November 22.
 - (6) ——[1996d], *Standard Agreement for Granting Special State Credit to the Privatization Investment Fund*, December 2.
 - (7) ——[1996e], *Temporary Procedure of Conducting the Auction for Sale of Privatized Enterprises Shares to the PIFS*, Deputy Chairman of the State Property Committee, Director General of the Center for Coordination and Control of the Security Market, December 2.
 - (8) ——[1996f], *The Programme for Setting Up and Development of Privatisation Investment Funds in Uzbekistan. Recommendations for the Employees of the State Management Bodies and Participants of the Securities Market*.
 - (9) Craumer, Peter [1995], *Ruraland Agricultural Development in Uzbekistan*, London: Royal Institute of International Affairs.
 - (10) EBRD (European Bank for Reconstruction and Development) [1995a], *Transition Report 1995*.
 - (11) ——[1995b], *Transition Report Update*, April.
 - (12) ——[1996], *Uzbekistan Country Profile*.
 - (13) EIU (Economist Intelligence Unit) [1996a], *Country Profile: Kazakstan, 1996-97*.
 - (14) ——[1996b], *Country Profile: Kyrgyz Republic, Tajikistan, Turkmenistan, Uzbekistan, 1996-97*.
 - (15) ——[1996c], *Country Report: Kazakstan, 4th quarter*.
 - (16) ——[1996d], *Country Report: Kyrgyz Republic, Tajikistan, Turkmenistan, Uzbekistan, 4th quarter*.
 - (17) ——[1997], *Country Report: Uzbekistan, 4th quarter*.
 - (18) ——[1997], *Country Report: Russia, 2nd quarter*.
 - (19) ——[1996e], *Country Report: Russia, 4th quarter*.
 - (20) Embassy of the United States of America (American Business Center and the

- Commercial Service) [1996a], *Doing Business in Uzbekistan: A Guide to Setting Up Commercial Operations*, Oct. 16.
- (21) ——[1996b], *List of Banks Licensed To Conduct Banking Operations in Uzbekistan*, Oct. 10.
- (22) Ministry of Justice, Republic of Uzbekistan, Center for Coordination and Control over the Securities Market [1996a], *Procedure and Terms of Repayment by Privatization Investment Funds or Special Government Credits*, June 20.
- (23) ——[1996b], *Model Charter of the Privatization Investment Fund*, July 15.
- (24) ——[1996c], *Model Contract Privatization Investment Fund with National Depository "VAKT"*, July 15.
- (25) ——[1996d], *Standard Contract Between the PIF and Management Company on Fund Management*, July 15.
- (26) ——[1996e], *Regulation on the Procedure for Evaluation of Net Assets of Privatization Investment Funds*, August 12.
- (27) ——[1996f], *Standard Issue Prospectus of the Privatization Investment Fund*, August 12.
- (28) National Bank of Uzbekistan [1994/95], *Annual Report 1994/1995*.
- (29) Organization for Economic Co-operation and Development, Centre for Co-operation with the Economies in Transition[1996], *Investment Guide for Uzbekistan*, Paris: Head of Publications Service, OECD.
- (30) Pakhta Bank [1995], *Annual Report*, Dec. 9
- (31) Shabarshova, Lyidmila & Abbas Nabikhodjaev [1997]," Stabilization Policy in Transitional Economy of Uzbekistan," unpublished.
- (32) World Bank [1993], *Uzbekistan : An Agenda for Economic Reform*, Sept.

〈日本語〉

- (33) カリモフ, イスラム [1996]『経済改革の深化の道を歩むウズベキスタン』日本ウズベキスタン経済委員会。
- (34) 川井晨嗣 [1996]「キルギス共和国の農業と農業金融」(『月報』〈農林漁業金融公庫〉)。
- (35) 東京三菱銀行『ウズベキスタンビジネスガイド』1996年
- (36) 西谷公明 [1996]「旧ソ連諸国における金融制度の構築——ウクライナを中心」(『総研調査』〈長銀総研〉Vol.59)。